

会議名	第3回港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者選考委員会
開催日時	令和5年2月8日（水）午前9時から午前10時15分まで
開催場所	港区役所保健福祉支援部会議室
委員	(出席者)湯川保健福祉支援部長(委員長)、大原生活福祉調整課長(副委員長)、中村芝浦港南・区民課長、小笠障害者福祉課長、二宮健康推進課長 (欠席者)なし
事務局	生活福祉調整課自立支援担当黒川担当係長、藤倉担当
会議次第	1 開会 2 第二次審査実施概要について 3 事業候補者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施 4 第二次審査結果及び事業候補者の選定について 5 その他 6 閉会
配付資料	資料1 第二次審査実施概要 資料2 第二次審査採点基準表(A事業者分) 資料3 第一次審査・第二次審査集計結果 資料4 第2回選考委員会議事録概要 参考資料1 第一次審査集計結果 参考資料2 事業候補者選考基準 参考資料3 仕様書(案)
会議の結果及び主要な発言	
委員長 事務局	1 開会 2 第二次審査実施概要について 第二次審査実施概要について事務局から説明をお願いする。 (資料に基づき説明) 3 事業候補者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施 (A事業者によるプレゼンテーション) (質疑応答)
A委員	A区、B区の支援事例の紹介があったが、支援の対象者はどのような疾患の方が多かったのか。

A事業者	統合失調症、アルコールや薬物等の依存症の方が多い。その中でも、通院が不安定な方、何らかの課題がある方など、ケースワーカーが支援困難と考える方の依頼が多い。その他にも、軽度知的障害や被虐待者の方の依頼もある。
A委員	統合失調症や依存症の方の支援も多くおこなっているとのことだが、依存症の方との関わり方を伺いたい。
A事業者	まずは関係性を作ることが重要。関係性を作ったうえで、生活の状況を確認し、専門的な施設への通所を進めるなど、専門機関に繋いでいく。
A委員	依存症にも、アルコールやギャンブルなど様々な依存があるが、アプローチはどのように考えているか。
A事業者	まずは関係性を作り、ケースワーカーと相談しながら金銭管理を行ったり、どうして依存するのか理解していない方、依存の自覚が無い方が多いので、面談等を通して自覚を促し、アプローチしていく。支援対象件数が多くなりすぎると質がさがるので支援件数の調整が必要とのことだが、支援数が増えた場合はどのように対応するのか。
B委員	支援の依頼があったときにケースワーカーと話し、医療に繋ぐなどソーシャルワーカーが必要なものを優先して対応。ケースワーカーが対応できるようであればコンサルテーションにより実働を別にするなど、相談の内容によって支援のバリエーションを作るようとする。
A事業者	また、直接会えない場合は、電話で状況を確認するなど相談相手に応じた対応をとることで、切れ目のない支援を行っている。
C委員	関係機関との連携、ネットワークの構築は、具体的にどのようなことを考えているか。
A事業者	訪問や電話連絡を行い、主要な関係機関とお互いに情報共有をしていく。
C委員	港区ではどのようなところと関係を作っていくことを考えているか。
A事業者	あいはーと・みなととの協力は重要。相談支援や就労継続支援B型も持っているので、関係性を強く持っていた方が良いと考えている。港区だけでなく、いろいろな作業所があるので、その人の個性にあった作業所を利用できるよう、見学等の際にも関係性を作っていく。また、支援対象者が利用中の訪問看護とも関係性を構築していく。
C委員	医療的な分野との連携はどのように考えているか。
A事業者	医療機関ともやりとりをしている。緊急に入院が必要でも病床がいっぱいであれば入院できないため、日ごろから関係性を築いておき、何か必要があれば連絡ができるようにする。

	通院先に関しても、支援対象者が通院しやすい病院をと考えている。一番大事だと考えるのは訪問診療。訪問診療が必要な方には紹介していけるようにしておく。
D委員	新任ケースワーカーへのサポートとは具体的にどういったことか。また、緊急時の対応の事例と対応方法を聞きたい。
A事業者	新任のケースワーカーの方は、精神障害者の方と接することが初めての場合も多い。アルコール依存症の方がもう飲まないと言っていたのに次の日には飲酒するような場合、どのように関わったらよいか分からなくなり混乱してしまうこともある。まずは精神疾患とはどういうものか、依存症がどういうものかを伝える。依存症になる原因も様々であり、原因によって対応が違ってくる。具体的なことを丁寧に共有していく。 緊急時の対応については、保健師等と状況を共有して、動ける支援者が動いていく。関係機関とも情報を共有して、自分で抱えず、対応できるところが動いていくようにしていく。
A委員	人権への配慮や対応についてお聞きしたい。
A事業者	長く精神疾患を抱えた方々を支援してきているが、以前より少なくなっているとはいえ、依然偏見や差別を受けることが多いのではないか。世の中を変えることはできないが、目の前で困っている人たちのために動くのが私たちの使命であり、本人たちの言葉に耳を傾け、受け入れる、傾聴するということが基本的な姿勢。そういうことを積み重ねていく中で、話をしてもいいかなと思ってもらえる関係性を作っていくことが大事であると考える。
A委員	支援する側のメンタルヘルスについて、会社としての配慮や考え方をお聞きしたい。
A事業者	その点はとても大事だと考えている。働く人のメンタルヘルスを意識して、代表社員としてフリーに各支社を回っている。巡回を必ず行うようにしており、個人情報の守秘義務を徹底したうえで、一緒に支援についての考え方や支援の見立てを作る機会を設けるようにしている。一人で抱え込まないようにしている。 ストレスが溜まる感情労働であるため、有給休暇を定期的に取得してもらっている。自分が健康でないと、支援をすることが難しいので、休暇も取り入れつつ、健康管理をしていく。
事務局	A事業者のプレゼンテーション・ヒアリングが終了したので、各委員は採点表の記入をお願いする。 (各委員による採点)
委員長	4 第二次審査結果及び事業候補者の選定について 第二次審査結果及び事業候補者の選定について審議を行う。資料3

事務局	<p>について事務局から説明をお願いする。</p> <p>(資料について説明)</p> <p>第二次審査の合計点は、625 点中 475 点。一次審査 932 点と二次審査 475 点の合計は 1407 点。</p>
委員長	<p>審査にあたり、評価したポイントなど、各委員から講評をお願いしたい。</p>
A委員	<p>プレゼンは読み上げだったが、質問していく中で、事業者として大事にしていることが、関係性をしっかりと作っていくアプローチとされていた。当たり前のことではあるが、これを丁寧にやらないとその後のケースワークに響くので、基本はしっかり押さえられている。創意工夫など、目立った工夫はないが、依存症やそれぞれの疾患に応じた対応という意味では、安心して任せられる知識を持っていると感じられた。職員のフォローも考えられているので、トータルとして高評価を付けた。</p>
C委員	<p>プレゼンは読み上げになっていたが、やり取りの中でしっかりと考え方方が示されていた。</p> <p>少し高望みだったのか、理解・回答力として、もう一步踏み込んで回答してほしかった。関係機関との関係性、医療との関係など、資料には書いてあるので持ち合わせはあるのでは。ただ訪問看護とのワードも出てきてはいた。</p> <p>みなさんよりは評価が低くなっている。</p>
B委員	<p>プレゼンは読み上げていたので、質疑応答はどうだろうと思ったが、実力も経験も疾病の知識もある。</p> <p>支援件数が増えてきたときの対応として、安易に人を増やすということではなく、コンサルテーションによってケースの振り分けを考えるとの話もあったので、考えてはいると思った。淡々とした受け答えだったので、もう少しアピールがあっても良かったが、任せて大丈夫な業者であると感じた。</p>
D委員	<p>読み上げではあったが、質問の時間がもう少し取れたら、もっと深く聞き出せたのではと感じた。業務理解、自治体のサポートでは業績をあげている。新規採用職員や経験が少ない職員に対し、見立ての違いや知識不足によって対応を誤ってしまうことへのサポートをするという提案もあり、力になってくれるのではとの期待が持てた。支援員の代替となる代表者が守秘義務を考慮したうえでサポートしてくれている。職員の健康管理も見てくれているというところで安心感があった。任せられるというところで、高めの得点とした。</p> <p>安定感があって任せられると感じた。</p>
E委員	<p>提案の発展性は、やりとりの中では見込めなかった。取組意欲につ</p>

	<p>いては、前に6年間業務を請け負っていたことを踏まえての提案がもう少し欲しかった。やりとりを聞いて、専門的な部分を含めて手堅いという感じがしたので、任せてもよいと思えた。</p>
委員長	<p>他の委員の話を聞いて発言のある方は発言を。 (なし) 評価のばらつきもあまりないが、修正をしたい方は。 (なし) 集計結果や各委員からのご意見を統括し、当委員会としては、A事業者を事業候補者として選定することとしますが、よろしいか。 異議がないので、A事業者を事業候補者として選定する。(結論) 事務局から事業者名の発表を。</p>
事務局	<p>選定されたA事業者は、合同会社こころスペース奏という新宿区にある事業者で令和3年度まで本業務を受託していた。なお、4月1日以降に、港区ホームページ等で事業者名を公表する。</p>

5 その他

事務局から連絡事項をお願いする。
(事務局から今後の契約に向けてのスケジュールを説明)

6 閉会

以上をもって第3回港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者選考委員会を終了する。

以上